

## 答 申 書

### 諮問第9号

令和5年6月19日付けの公文書不存在による請求拒否決定（昭都交第37-1号）に対する審査請求について

#### 1 審査会の結論

「大神町、水辺の散歩道のフットライトへのすだれの巻き付け、安全対策及び防犯対策に関する文書」（以下「本件文書」という。）は、存在しないとして請求拒否とした決定処分に係る審査請求は、棄却を相当とする。

#### 2 審査請求及び審査の経緯

審査請求人は、令和5年6月12日付けで、昭島市長（以下「実施機関」という。）に対して、本件文書について昭島市情報公開条例（平成10年昭島市条例第2号。以下「条例」という。）に基づき公文書開示請求を行った。これに対し、実施機関は、同月19日付けで、本件文書は存在しないとして請求拒否とする決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人は、本件処分を不服とし、令和5年9月4日付けで実施機関に対して本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

当審査会は、同年12月25日付けで実施機関から条例第12条第3項の規定に基づく諮問を受けたため、審査手続として、令和6年2月22日の第1回審査会において、審査請求人及び実施機関の双方から提出された書面の審査を行うとともに、実施機関の職員（都市整備部交通対策課長ほか）を会議に出席させ、説明を聴取し、及び委員による質疑を行った。

#### 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

本件文書について、大神町にある水辺の散歩道のフットライトにすだれを巻き付ける行為は、昭島市の承諾がなければこれを行うことは認められないものであり、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「法」という。）第4条の規定を踏まえれば、市は本件文書を作成する義務を負っていたというべきである。したがって、本件文書は存在するはずであるから、本件処分の取消しを求める。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関は、本件文書の不存在について、弁明書及び第1回審査会における説明聴取等で次のように主張している。

実施機関で現に保有し、又は過去に保有していた文書（ファイルサーバに格納された電子データを含む。）を調査したところ、本件文書の存在を確認することはできなかった。

また、関係職員へ複数回にわたり聴取したが、本件文書を作成した事実を確認することはできなかった。

#### 5 審査会の判断

##### （1） 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和5年12月25日	諮詢（実施機関から弁明書収受）
令和6年1月22日	審査請求人から反論書収受
令和6年2月22日	実施機関職員から説明聴取等 (令和5年度第1回審査会)
令和6年7月3日	審議（令和6年度第1回審査会）

##### （2） 審査会の判断

当審査会は、条例に基づき、審査請求人及び実施機関双方の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

本件文書の存否については、前記4のとおり実施機関はその存在及び作成の事実を確認することができなかったと述べ、当審査会としても、このことを疑わせるに足りる心証を得るには至らなかった。この点、審査請求人は、本件文書が存在しなければ本審査請求に対する弁明書を作成することは不可能であると主張し、これに対し、実施機関は、担当職員が記憶に基づいて作成したと述べているが、可能性の問題として、記憶に基づく弁明書の作成が不可能とは断じきれず、審査請求人の当該主張が本件文書の存在を確実に裏付けるものとはいえない。

なお、審査請求人は、法第4条の文書作成義務違反についても主張するが、法は、法第2条に規定する「行政機関」に適用されるのであって、地方公共団体には、法第34条の規定により、法の趣旨にのっとった文書の適正管理に係る努力義務が課されているに過ぎないことから、市に法

令上の義務違反があったとはいえない。

したがって、本件書類は不存在であると認められるため、本件処分は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

昭島市情報公開・個人情報保護審査会委員

委 員 名	摘要
出 雲 明 子	
金 子 秀 夫	
柴 田 邦 臣	
下 里 和 夫	副会長
山 口 昭 則	会長